

新型コロナウイルス関連情報（3月19日）

○各州等における新型コロナウイルスに関する措置及び感染者数等をお知らせします。

【州政府等による措置等のポイント】

（ニューヨーク州）クオモ知事のメッセージ（3月15日～3月19日）

・3月18日、新たにコミュニティセンター、公営住宅団地、文化センター等16カ所に予約制ワクチン接種サイトを開設すると発表。

詳しい場所は以下のサイトからご確認ください。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-16-community-based-pop-vaccination-sites-coming-online-over-next-week>

・3月18日、4月1日から屋内で1,500人または屋外で2,500人を収容する小規模イベント会場も、屋内10%、屋外20%の収容率で再開できると発表。

参加者は、入場前に直近のウイルス検査の陰性結果またはワクチン接種完了の証拠を提示することなどが必要。

<https://www.governor.ny.gov/news/video-audio-photos-rush-transcript-governor-cuomo-announces-new-york-yankees-and-new-york-mets>

・3月17日、3月22日から屋内フィットネスクラブは、健康診断等の実施を条件に、収容率33%で再開できると発表。

また、4月5日から、カジノ、映画館、ポーリング場等における午後11時以降の営業禁止が解除されると発表。飲食店とケータリング深夜12時以降の営業禁止は引き続き有効。

<https://www.governor.ny.gov/news/audio-rush-transcript-governor-cuomo-updates-new-yorkers-states-progress-during-covid-19-25>

・3月15日、今週、新たに、ロングアイランドに3カ所（ブレントウッド、オールドウェストバリー、サウサンプトン）のワクチン接種サイトを開設することを発表。

<https://www.governor.ny.gov/news/governor-cuomo-announces-three-additional-mass-vaccination-sites-open-long-island-week>

（ニュージャージー州）マーフィー知事のメッセージ（3月15日～3月19日）

・3月17日、若者による州間のスポーツの試合の屋外での実施を再開する行政命令に署名（3月19日6時より開始）。

<https://nj.gov/governor/news/news/562021/approved/20210317d.shtml>

・3月17日、州の公衆衛生上の緊急事態宣言をさらに1ヶ月更新する行政命令に署名（2020年3月9日に宣言されて以来、毎月更新）。

<https://covid19.nj.gov/faqs/announcements/all-announcements/governor-murphy-signs-executive-order-extending-public-health-emergency-in-new-jersey>

・3月15日より、託児所や公共交通機関等の業務に従事している者のワクチン接種が開始。
3月29日より食品生産、農業、医療関連、郵便等の業務に従事している者のワクチン接種が開始される予定。

<https://covid19.nj.gov/faqs/nj-information/slowing-the-spread/who-is-eligible-for-vaccination-in-new-jersey-who-is-included-in-the-vaccination-phases#direct-link>

(ペンシルベニア州) ウォルフ知事のメッセージ(3月15日～3月19日)

・3月18日、新型コロナウイルスの影響により家賃や光熱費の支払いが困難となっている住民を対象に、最大12か月間の支援プログラムを発表。詳細や申込方法は下記ページをご覧ください。

<https://www.compass.state.pa.us/>

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/wolf-administration-partners-with-general-assembly-pennsylvania-counties-to-launch-the-emergency-rental-assistance-program/>

・3月15日、飲食店等の営業に関する制限を4月4日(土)より緩和することを発表。主な内容は以下のとおり。ただし、マスク等の着用、他者との距離の確保、州政府・地元自治体の規則の遵守等を継続することを呼びかけ。

- レストランにおけるバーサービスの再開、食事なしでアルコール類のみの提供を認める。
- アルコール類の提供終了時間に関する規定を撤廃する。
- 店内飲食に関して、飲食店自身が州の定めた規定に適合していると判断した場合には、上限人数を定員の75%とする(このような判断を行っていない場合には、上限人数を定員の50%とする)。
- ジム、カジノ、劇場、ショッピングモール等における上限人数を定員の75%とする。
- 屋内イベントの上限人数を定員の25%、屋外イベントの上限人数を定員の50%とする。

<https://www.governor.pa.gov/newsroom/gov-wolf-effective-april-4-more-options-for-restaurants-and-other-businesses-mass-gathering-maximums-increase/>

(フィラデルフィア市) ケニー市長のメッセージ(3月15日～3月19日)

・3月19日、ワクチン接種スケジュールの1bの対象者に、知的障がいのある方、高齢者施設や知的障がいのある方向けのデイケア施設の職員、免疫抑制剤を服用している方、聖職者を追加することを発表。

<https://www.phila.gov/2021-03-19-city-provides-update-on-covid-19-for-friday-march-19-2021/>

・3月16日、ワクチン接種率の低い特定地域に居住するワクチン接種対象者に関し、3月22日(月)まで Center City Vaccination Center において予約不要で接種を実施することを発表。対象となる地域は下記ページをご覧ください。

<https://www.phila.gov/2021-03-16-city-provides-update-on-covid-19-for-tuesday-march-16-2021/>

[16-2021/](#)

(デラウェア州)カーニー知事のメッセージ(3月15日～3月19日)

・3月19日、州の緊急事態宣言をさらに1ヶ月更新する旨発表。

<https://news.delaware.gov/2021/03/19/governor-carney-formally-extends-state-of-emergency-9/>

・3月17日、3月19日～21日の間、65歳以上の人は Dover Speedway にてワクチン接種できる旨発表。詳細は以下のサイトをご確認ください。

<https://news.delaware.gov/2021/03/17/eligible-seniors-65-and-older-can-sign-up-for-vaccination-this-weekend/>

・3月16日、3月17日より薬局で50歳以上及び16歳以上で基礎疾患を抱える等感染リスクのある州民に対し、ワクチン接種を開始する旨発表。

<https://news.delaware.gov/2021/03/16/governor-carney-announces-updates-to-covid-19-vaccination-program-2/>

(ウェストバージニア州)ジャスティス知事のメッセージ(3月15日～3月19日)

・3月15日、ワクチン接種が可能な基礎疾患のリストを拡大。これらの疾患を有する16歳以上の州民はワクチン接種が可能となった。

また、すべてのエッセンシャルワーカーがワクチン接種可能となった旨発表。

<https://governor.wv.gov/News/press-releases/2021/Pages/COVID-19-UPDATE-Gov.-Justice-expands-list-of-vaccine-eligible-pre-existing-conditions.aspx>

(米領バージン諸島) ブライアン知事のメッセージ(3月15日～3月19日)

・3月17日、イースターキャンプにおいて感染が拡大することを防止するため、3月22日(月)から4月10日(土)の間、ビーチにおけるキャンプを禁止することを発表。

<https://www.vi.gov/governor-bryan-prohibits-easter-camping-at-all-of-the-territorys-beaches/>

【感染者数等に関する情報】

3月19日現在、当館管轄内における新型コロナウイルスの感染者数及び死者数は以下のとおりです。各州の地域別感染者数等については各リンク先をご参照ください。

・ニューヨーク州: 感染者数 1,765,755名、死者数 39,808名

ニューヨーク市: 感染者数 784,607名、死者数 20,735名

<https://covid19tracker.health.ny.gov/views/NYS-COVID19-Tracker/NYSDOHCOVID-19Tracker-Map?%3Aembed=yes&%3Atoolbar=no&%3Atabs=n>

・ニュージャージー州: 感染者数 857,739名、死者数 24,103名

https://www.nj.gov/health/cd/topics/covid2019_dashboard.shtml

・ペンシルベニア州:感染者数 980,302名、死者数 24,741名

<https://www.health.pa.gov/topics/disease/coronavirus/Pages/Cases.aspx>

・デラウェア州:感染者数 91,635名、死者数 1,522名

<https://coronavirus.delaware.gov/>

・ウエストバージニア州:感染者数 137,092名、死者数 2,600名

<https://dhhr.wv.gov/COVID-19/Pages/default.aspx>

・コネチカット州フェアフィールド郡:感染者数 85,225名、死者数 2,097名

<https://portal.ct.gov/Coronavirus/COVID-19-Data-Tracker>

・プエルトリコ:感染者数 194,704名、死者数 2,089名

<http://www.salud.gov.pr/pages/coronavirus.aspx>

・バージン諸島:感染者数 2,767名、死者数 25名

https://www.covid19usvi.com/?utm_source=doh&utm_medium=web&utm_campaign=covid19usvi

【ビジネス関連情報】

・各州等のビジネス関連情報は以下をご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/covid19-sb.html>

・当館ホームページ上に新型コロナウイルス関連情報のページを作成しております。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

ご不明な点ありましたら当館までご連絡をいただきますようお願いいたします。(電話:212-371-8222)

【ご来館にあたっての留意点】

◎当館では新型コロナウイルスの影響下においても、在留邦人の皆様に可能な限り安全に領事業務を継続的に御利用いただけるよう、ニューヨーク州及び市当局のガイドライン等を踏まえて、待合室内の過密化防止の観点から予約制をとっておりますのでご留意ください。

◎限られた人員での対応となりますので、急を要しない案件については、後日、状況が落ち着いてからご来館をいただきますよう、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

1 領事窓口の業務日

月曜日、火曜日、水曜日、木曜日、金曜日(除、休館日)

2 受付時間

09:30 - 13:00

(ビザ申請受付:12:00-13:00、ビザ交付:9:30-12:00)

予約制の詳細については当館ホームページをご参照ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-12-14.html>

【医療関係情報】

・CDC はホームページ上で新型コロナウイルスの典型的症状として「熱、咳、息切れ」を挙げています。これらの症状があり、感染が疑われる場合は医療機関に電話で相談をした上で、医療機関の指示に従って受診してください(特定の医療機関がない場合には地元保健当局等(NY 市の場合は 311)に電話してください)。

CDC ホームページ: <https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-nCoV/index.html>

・新型コロナウイルスに関する予防措置については以下のサイトをご覧ください。

<https://www.ny.us.emb-japan.go.jp/oshirase/2020-refs.html>

・ニューヨーク市作成の新型コロナウイルスに関するファクトシート(発症した場合等の対応が日本語で記載されています)。

<https://www1.nyc.gov/assets/doh/downloads/pdf/imm/coronavirus-factsheet-jp.pdf>

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレスまたは「たびレジ」に登録されたメールアドレスに自動的に配信されております。

【問い合わせ先】

在ニューヨーク日本国総領事館

299 Park Avenue、18th Floor、New York、NY 10171

TEL:(212)-371-8222

HP: <http://www.ny.us.emb-japan.go.jp/jp/html/>

※「たびレジ」に簡易登録した方でメールの受け取りを希望しない方は、以下のURLから変更・停止の手続きを行ってください。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「在留届」を提出した方で帰国、他国(州)へ転居された方は、以下のURLで帰国又は転出届を提出願います。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/residencereport/login>